

定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

- 定額減税補足給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じる方に、1万円単位で追加の給付を行います。
- 給付金を受給するためには、**申請等の手続きが必要な場合と不要場合があります。**
裏面の支給手続きをご確認ください。

給付対象者と支給額

不足額給付Ⅰ

対象者：令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、
本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

支給額：不足額給付時の調整給付所要額－当初調整給付時の調整給付所要額

【調整給付所要額】(1)と(2)の合算額（合算額を1万円単位に切り上げる）

(1)所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(当初) or 令和6年分所得税額(不足額)

(2)個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

不足額給付Ⅱ

対象者：以下①～③のすべての要件を満たす方

①令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
（本人として定額減税対象外）

②青色事業専従者・事業専従者（白色）または合計所得金額48万円超
（扶養親族等として定額減税対象外）

③低所得世帯向け給付（※）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

※令和5年度非課税世帯への給付等、令和6年度新たに非課税となった世帯への給付等

支給額：原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円）

不足額給付Ⅰ対象者のうち
振込指定口座が市で確認できた方

振込指定口座が確認できなかった方、
不足額給付Ⅱ対象者等

変更等がなければ返送不要です

お届けする申込書を確認し、振込口座変更、
受給辞退、税額修正等による各数値の訂正
がある場合のみ、記入後提出が必要です。

口座変更、辞退、数値訂正をされる場合の
提出期限 **令和7年8月15日（金）まで**

詳しくは裏面「1」へ

返送・申請が必要です

お届けする確認書を確認し記入後提出する
場合と、市へお問い合わせいただき、
申請書の提出が必要な場合があります。

確認書・申請書の提出期限

令和7年10月31日（金）まで

詳しくは裏面「2、3」へ

給付金の支給手続き

1 振込指定口座が市で確認できた方

- 対象と思われる方には、支給内容や確認事項が記載された「申込書」が届きます。公金受取口座または令和6年度岩国市定額減税補足給付金（調整給付）で登録された口座に振り込みます。
記載されている口座情報や支給内容に変更がなければ、手続きは必要ありません。
- 振込口座の変更、給付金の受給辞退、税額修正等による各数値の訂正がある場合は、必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒に入れて返送、または岩国市の申請受付場所の窓口にご提出ください。

変更等の提出期限：令和7年8月15日（金）まで ※変更等がなければ提出不要

2 振込指定口座が市で確認できなかった方、不足額給付Ⅱ対象者等

- 対象と思われる方には、支給内容や確認事項が記載された「確認書」が届きます。確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒に入れて返送、または岩国市の申請受付場所の窓口にご提出ください。

確認書の提出期限：令和7年10月31日（金）まで ※当日必着

3 申請が必要な方（申込書・確認書は届いていないが給付要件を満たす場合）

- 令和6年度個人住民税が岩国市以外の自治体から課税されている等、岩国市で課税状況等を把握できない場合は、不足額給付の対象であるかの判定ができないため、ご自身での申請が必要となります。
- 給付対象者の要件を満たす方で、令和7年8月20日までに岩国市から給付金の書類（申込書または確認書）が届かない場合は、下記のフリーダイヤルへご連絡、または申請受付場所の窓口へお越しください。

申請書の提出期限：令和7年10月31日（金）まで ※当日必着

申請受付場所

岩国市役所 生活支援課（2階）、各総合支所・支所
※各出張所では受付していません

 **「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！
市や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

■ 岩国市役所 生活支援課 物価高騰対応重点支援給付金対策室
☎0120-109-233（受付時間：平日8:30～17:15）